

ご存知ですか？ 改正道路交通法

今年の6月1日から、道路交通法の一部が改正されています。主な内容は次のとおりです。

自動車運転者は助手席以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません

運転者、助手席同乗者だけでなく、後部席などの同乗者のシートベルト着用が義務となり、運転者は自動車を運転するときは同乗者全員にシートベルトを装着させなければなりません。ただし、もともと後部座席にシートベルト装備がないなどの場合は除外されます。

【罰則等】基礎点数1点（高速自動車国道・自動車専用道路における違反のみ）



75歳以上の普通自動車運転者は「高齢運転者標識（もみじマーク）」を表示しなければなりません

【罰則等】2万円以下の罰金、基礎点数1点、反則金4,000円



「聴覚障害者標識」の表示が義務づけられました

ワイドミラーの使用を免許条件として付された運転者が普通乗用自動車を運転するときは、その車の前面及び後面に「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。

【罰則等】2万円以下の罰金、基礎点数1点、反則金4,000円



普通自転車は、「歩道通行可」の標識がない場所では、原則車道通行となりますが、「子供や高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」には歩道を通行することができるようになりました

これまでのように標識がある場所のほか、次のときにも歩道通行ができます。

以下の者が運転するとき

- ・ 児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）
- ・ 70歳以上の高齢者
- ・ 内閣府令で定める障害（視覚・聴覚等の障害、音声・言語等の機能障害、肢体不自由など）のある身体障害者

車道または交通の状況に照らして、安全な通行のためにやむを得ないと認められる場合（例：道路工事等）

「自転車は車道通行が原則」であることに変わりはありません。



13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません

「乗車させるとき」とは

- ・ 児童・幼児に自転車を運転させるとき
- ・ 保護者などが補助いす等で幼児を自転車に同乗させるとき

